

松浦市監査委員公表第17号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置状況報告

政策企画課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.収入事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 令和元年度分の諸収入の未収金が令和2年度においても収納されていなかった。未収金の早期解消に取り組まれない。</p>	<p>当該未収金は令和元年度分のコピー等使用料290円です。継続調査の結果、今般、債務者の現在の連絡先等を特定することができたため、本年度において早期の未収金回収に取り組み、令和3年9月17日に全額納付されました。</p>